

メシウス株式会社

ソフトウェア使用許諾契約書

このソフトウェア使用許諾契約書は、お客様が適法に使用許諾を受けたことの証となりますので、どちらも大切に保管してください。

ユーザーの皆様へ

本ソフトウェア使用許諾契約書(以下「本契約」)をよくお読み下さい。メシウス株式会社(以下「当社」といいます)のソフトウェア製品(コンピュータプログラムとその他の関連資料を含み、以下「本製品」といいます)の本契約に同意できない場合は、本製品の使用をご遠慮ください。

第一条 適用の対象

本契約は、お客様と当社との間で、本製品の使用的権利を許諾する条件を定めるものです。お客様が本契約の内容を受諾した場合に限り、当社は本製品を使用する非独占的かつ譲渡不能な権利をお客様に対して許諾します。

第二条 使用権

1. インストールおよび使用に関する権利

- (1) 正規のユーザー登録を行ったお客様のみ、本製品を使用することができます。
- (2) お客様は、本製品の各ライセンスが許諾する範囲で、本製品を利用できます。
- (3) 各ライセンスは、ライセンスの使用期間として、永久ライセンスまたはタームライセンスのいずれかが取り決められています。永久ライセンスとは、お客様が期間を限定されることなく恒久的に使用する権利を得ます。タームライセンスとは、納品するライセンス証に記載された期間あるいは、これにかわる通知などにより許可された期間(使用開始や使用終了日を明記した当社からの事前の各種通知をいいます)使用する権利を得ます。使用期間を延長したい場合は、新たなライセンスを当社から購入するあるいは、お客様が当社が定める事前の終了手続きを行わない限り、使用期間をさらに延長できます。

2. 各ライセンスの使用範囲

各ライセンスの使用範囲は以下のとおりです。

(1) 開発ライセンス

- i. お客様は、Java サーバーサイドアプリケーションとJava クライアントサイドアプリケーションを開発またはテストする目的で本ライセンスを利用することができます。
- ii. お客様は、1開発ライセンスで単一のコンピュータ1台に本製品をインストールして使用することができます。「単一のコンピュータ」とは、電子装置1台を指し電子装置1台の中に複数のCPUやHDDが搭載されている場合や、複数のOSがインストールされている場合などでも、物理的に同時に起動するOSが単一の場合には一台とみなします。仮想化技術によって複数のOSを同時に起動させ、それぞれに本製品をインストールして使用する場合は、使用する環境数分のライセンスが必要となります。本製品のすべてまたは一部の機能を組み込んだライブラリなどを作成し、それを開発目的で第三者が使用する場合は、使用する第三者数分のライセンスが必要となります。
- iii. 開発ライセンスを利用して開発したJava サーバーサイドアプリケーションを運用する場合は、サーバー運用ライセンス(別途有償)、待機系サーバー運用ライセンス(別途有償)、クラウドライセンス(別途有償)のいずれかが必要となります。また、Java クライアントサイドアプリケーションを配布する場合は、クライアント配布ライセンス(別途有償)が必要となります。
- iv. 本ライセンスを使用するコンピュータを変更する場合は、コンピュータ変更申請が必要になります。
- v. 開発ライセンスは、永久ライセンスとなります。

(2) サーバー運用ライセンス

- i. お客様は、開発ライセンスで作成されたJava サーバーサイドアプリケーションを運用またはテストする目的で本ライセンスを利用することができます。
- ii. お客様は、1台あたりのサーバー運用ライセンスで単一のコンピュータ1台に本製品をインストールして使用することができます。「単一のコンピュータ」とは、電子装置1台を指し電子装置1台の中に複数のCPUやHDDが搭載されている場合や、複数のOSがインストールされている場合などでも、物理的に同時に起動するOSが単一の場合には一台とみなします。仮想化技術によって複数のOSを同時に起動させ、それぞれに本製品をインストールして使用する場合は、使用する環境数分のライセンスが必要となります。
- iii. お客様は、サーバー運用ライセンス証書で許可された範囲で、該当のサーバーコンピュータにサーバーサイドアプリケーションの動作に必要なランタイムJAR ファイル、および関連ファイルを配布することができます。
- iv. 本ライセンスのインストール対象となるコンピュータに搭載されたプロセッサーのコア数に応じたサーバー運用ライセンスが必要になります。
- v. 本ライセンスを使用するコンピュータを変更する場合は、コンピュータ変更申請が必要になります。

vi. サーバー運用ライセンスは、永久ライセンスとなります。

(3) 待機系サーバー運用ライセンス

- i. お客様は、開発ライセンスで作成されたJava サーバーサイドアプリケーションを運用またはテストする目的で本製品を利用することができます。ただし、運用で利用する場合は、待機状態のコンピュータのみが対象になります。
- ii. お客様は、1台あたりの待機系サーバー運用ライセンスで単一のコンピュータ1台に本製品をインストールして使用することができます。ただし、通常運用時に待機状態のコンピュータのみが対象となります。「単一のコンピュータ」とは、電子装置1台を指し電子装置1台の中に複数のCPUやHDDが搭載されている場合や、複数のOSインストールされている場合などでも、物理的に同時に起動するOSが単一の場合に一台とみなします。仮想化技術によって複数のOSを同時に起動させ、それぞれに本製品をインストールして使用する場合は、使用する環境数分のライセンスが必要となります。
- iii. お客様は、待機系サーバー運用ライセンス証書で許可された範囲で、該当のサーバーコンピュータにサーバーサイドアプリケーションの動作に必要なランタイムJAR ファイル、および関連ファイルを配布することができます。
- iv. 本ライセンスのインストール対象となるコンピュータに搭載されたプロセッサーのコア数に応じた待機系サーバー運用ライセンスが必要になります。
- v. 本ライセンスを使用するコンピュータを変更する場合は、コンピュータ変更申請が必要になります。
- vi. 待機系サーバー運用ライセンスは、永久ライセンスとなります。

(4) クライアント配布ライセンス

- i. お客様は、開発ライセンスを利用して開発したJava クライアントサイドアプリケーションを配布する目的で本ライセンスを使用することができます。
- ii. お客様は、クライアント配布証書に記載されたクライアント数まで該当クライアントサイドアプリケーションの動作に必要なランタイムJAR ファイル、および関連ファイルを配布することができます。
- iii. 該当クライアントサイドアプリケーションの配布後は、そのコンピュータ上でのみ、自身のために本製品を使用することができます。有効なライセンスを所有していない他のコンピュータは、ネットワークを通じて、本製品にアクセスしたり使用したりできません。
- iv. 該当クライアントサイドアプリケーションの配布数がクライアント配布証書に記載された配布数を超える場合、別途不足する配布数を網羅するクライアント配布ライセンス(別途有償)が必要になります。
- v. クライアント配布ライセンスは、永久ライセンスとなります。

(5) クラウドライセンス

- i. お客様は、開発ライセンスで作成されたJava サーバーサイドアプリケーションをクラウドで運用またはテストする目的で本ライセンスを利用することができます。クラウドとは、アマゾンウェブサービス(AWS)のAmazon EC2やMicrosoftのクラウドプラットフォームである「Windows Azure(Windows Azure Platform Applianceプログラムを通じて提供されるサービスも含みます)」などにおいて、お客様が契約したあるいは使用権を注文した区画でアプリケーションを配布、運用することをいい、この環境における必要な配布ライセンスのことを指します。なお、外部機関が提供するデータセンターサービスのハウジングサービス、ホスティングサービスは、クラウドとしては扱いません。
- ii. お客様は、1クラウドライセンスでクラウドで運用するOS1つ(シングルインスタンスをさします)に本製品をインストールして使用することができます。複数のOS(マルチインスタンスをさします)にアプリケーションを配布し、運用する場合は、アプリケーションを配布するすべてのOS分のクラウドライセンスが必要となります。
- iii. 本ライセンスを使用するコンピュータを変更する場合は、コンピュータ変更申請が必要になります。
- iv. クラウドライセンスは、タームライセンスとなります。

第三条 著作権、知的財産権著作権

- (1) 本製品の著作権その他の知的財産権は、メシウスにあり、日本国の著作権法その他の知的財産権に関する法律、ならびに国際著作権条約により保護されております。あらかじめ許諾された範囲外での使用は、処罰の対象となることがあります。
- (2) 本製品からアクセスされ表示・利用できる各コンテンツについての著作権その他の知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。
- (3) 本製品に当社または開発元以外の第三者から提供される各コンテンツが含まれる場合、それらの著作権その他の知的財産権は、提供者である第三者に帰属します。

第四条 禁止事項

- (1) お客様は本製品のライセンスを譲渡、販売、転貸することはできません。
- (2) お客様はバックアップを目的とする以外に本製品を複製することはできません。
- (3) お客様は本製品をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。
- (4) お客様はアプリケーション開発を目的とした製品(アプリケーションやツール、ライブラリ等)を販売するために本製品を使用することはできません。

- (5) お客様は、本製品のプロダクトキーを第三者に対して開示、漏えいすることはできません。
- (6) お客様は、本製品のドキュメントに再配布可能ファイルと記載されているファイル以外を配布することはできません。

第五条 限定保証

- (1) 本製品に当社の責に帰すべき物理的な欠陥(インストール用媒体の破損など)があった場合、本製品購入後30日以内に限り、無償で欠陥のない製品と交換するか、またはその製品と引き換えに購入代金相当額を限度とする対価を支払います。
- (2) 本製品は、本条項の(1)を除き、明示または默示を問わず、パフォーマンスや商品性、あるいは特定目的の適切性についてのみならず他のいかなる保証もなく、"現状のまま"提供されるものです。本製品がお客様の要望にかなうものであること、本製品を用いたアプリケーションプログラムが中断することなく動作すること、本製品に誤りがないこと、本製品の欠陥が修正されること、ならびに本製品の正確性や信頼性について、メシウスおよび開発元は一切の保証かつ表明を行いません。本製品に含まれる情報または当社のWebサイトや広告等に記載の文書は、説明のみを目的としたものであり、正確性または完全性を保証および表明するものではなく、当社および開発元が責任を負うものではありません。

第六条 責任の制限

- (1) 本製品の使用により、お客様あるいはお客様以外の第三者にビジネス機会の喪失、信用の損失、業務の中止、コンピュータの誤動作または機能障害を含むいかなる種類の結果的、特別的、派生的もしくは間接的な損害が生じても、契約責任、不法行為責任、その他の法的責任に関し、当社および開発元は、一切その責任を負いません。たとえ、これらの損害の可能性について示唆されていた場合、あるいは予見し得た場合でも同様とします。当社および開発元は、本製品または本製品の使用に起因もしくは関連して、お客様と第三者との間に生じたいかなる紛争についても、一切責任を負わないものとします。
- (2) お客様は、本製品が機能上の制限、不具合、欠陥およびコンピュータやソフトウェアに障害もしくはデータの欠落を引き起こす可能性があることを認識するものとします。本製品がお客様の要求を十分に満たすかどうかは、お客様自身で決定しなければなりません。また、本製品の使用および本製品の再配布可能ファイルの配布は、お客様の責任で行うものとし、お客様はこれを承認します。

第七条 契約期間

- (1) お客様が、本製品に含まれるインストール用媒体のパッケージを開封するか、インストール時に「同意する」または「はい」などの同意を意味する表示を電子的にクリックする、もしくは機能解除を行う特定のキーをメシウスから受領した日から本契約に同意したものとみなし、その時点より本契約が発効します。
- (2) お客様が、本契約の条項のいずれかに違反した場合、本契約は自動的に終了します。この場合、本製品の購入代金は返還いたしません。
- (3) 当社は、お客様への通知またはWebサイト上の表明を行うことにより、いつでも本契約を終了させることができます。

第八条 契約の終了

- (1) お客様は、当社から購入した本製品と説明書などを含む添付品、およびその複製物のすべてを破棄し、その旨を証明する文書を当社に送付することにより本契約を終了させることができるものとします。
- (2) お客様は、理由の如何を問わず、本契約の終了について、当社に対して補償金その他のいかなる名目での支払いも請求することはできないものとします。
- (3) 本契約の終了と同時に、お客様に与えられていた使用許諾はすべて終了します。お客様は直ちに本製品をアンインストールし、本製品の一切の利用を中止することとします。
- (4) 本契約の終了後も「著作権、知的財産権」、「禁止事項」、「限定保証」、「責任の制限」、「個人情報の収集および保護」に関する事項は有効とします。

第九条 使用状況の記録と監査

- (1) お客様は、本製品の使用状況を当社に明らかにできるよう、常に適切な記録をとり、注意を払ってこれを保管しなければなりません。
- (2) 当社はお客様に対し、お客様の組織全体で使用されている本製品について、有効なライセンス数と実際に使用されているライセンス数とを調査する内部監査の実施を請求することができるものとします。かかる内部監査の請求はお客様に事前に書面で通知され、お客様は内部監査の結果にもとづき、本製品の適正な使用を証明する文書を権限ある役員の署名入りで当社に提出するものとします。
- (3) 当社はお客様に対し、本契約の遵守を是認するために、お客様が所属する企業の本社または各事業所などに立ち入って監査する権利を有するものとします。ただし、かかる監査は15日前までにお客様に書面で通知され、当社または当社が指定する第三者によりお客様の営業時間内に、事業活動を不当に妨害しない方法で任意監査することとします。
- (4) 監査の結果、お客様による本製品の使用が、許諾された範囲を超えることが判明した場合、お客様は超過使用のライセンスについて当社が指定する超過料金の請求を受け未払いのライセンス料金を本契約に従って支払わなければなりません。

第十条 製品内容の変更

- (1) 当社はお客様に対する何らの予告なしに本製品の仕様を変更することがあります。
- (2) 当社は、本製品改良のため、お客様に対する何らの予告なしにプログラムの改変を行うことがあります。

第十一条 サポートサービス

- (1) 当社が提供するサポートサービスは、事前にお客様に通知することによりサポートサービスの停止やサポート形態の変更を行う場合があることを、お客様は了承するものとします。
- (2) お客様は、「メシウス ゴールドサポート利用規約」(<https://download.mescius.jp/PDF/java/goldsupport.pdf>)で規定されるサポートサービスを1年間利用することができます。サポート開始日と終了日は、ユーザー登録後に当社から通知されます。

第十二条 トライアル版の使用制限

お客様が本製品のトライアル版を使用される場合は、以下の制限があります。

- (1) トライアル版およびベータ版等を含むプレリリース版(以下「トライアル製品」といいます)の場合、本契約において本条を優先するものとします。お客様は、本契約および本条に同意する場合に限り、本製品の許諾された範囲内でトライアル製品を使用することができます。
- (2) お客様はトライアル製品を内部検証のみを目的として、別途合意された評価期間、評価対象とされるコンピュータにインストールして使用することができます。トライアル製品を使用してアプリケーションプログラム開発を行うことはできません。また、評価期間を越えて使用することもできません。
- (3) トライアル製品を使用した結果については、当社はいかなる保証も行いません。トライアル製品の使用によりお客様または第三者が被った直接的、または間接的いかなる損害についても一切の責任を負いません。

第十三条 個人情報の収集および保護

当社は、「ユーザー登録」によりお客様から提供をうけた個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます)を適切に管理し、お客様の承諾を得た会社以外の第三者に提供、開示等一切いたしません。

第十四条 輸出管理

ソフトウェアを日本国外に持ち出す場合、日本国内外の輸出管理に関連する法規を遵守する必要がありますが、本製品は規制の対象外です。ただし、本製品を使用しお客様が作成されたアプリケーションは、この限りではありません。

第十五条 準拠法、合意管轄

本契約書は、日本国法に準拠するものとします。

本契約に関する訴訟については、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄とします。